

目次

第20回大会報告

研究発表・シンポジウム

総会報告

第21回大会へのご案内……………小玉 亮子

大会を終えて……………勝山 吉章

研究発表・参加記……………小玉 重夫・聶 晶晶

菅原 陽子・村上 雄治

愉フォロー会報告……………畠山 祥正

会員研究情報……………藤井 穂高・草野 舞・榊 瑞希子

入・退会会員 / 寄贈図書

機関誌編集委員会・事務局からのお知らせ

第20回大会報告

第20回大会は、2024年12月7日（土）に福岡大学にて対面で開催されました。大会の詳細は以下の通りです。

研究発表

司会：榊 瑞希子（聖徳大学(名)）

草野 舞（尚絅大学短期大学部）

1. 『子供の教養』誌におけるG.E.キュックリヒの家庭教育—ドイツの家庭生活とフレーベル思想に関する論考を中心に—

菅原 陽子（聖学院大学大学院生）

2. 細川武子の児童文化活動と教育活動のかかわり—昭和前期を中心に—

中村 美和子（お茶の水女子大学）

3. 近代初期イングランドにおける幼児の「教育」をめぐる考察—家政論史料を中心に—

柴田 賢一（常葉大学）

シンポジウム（右欄）

【関連企画】12月8日(対面開催)

海外の幼児教育史の研究動向を愉しみながらフォローする会（愉フォロー会）

内容：フレーベルの足跡をたどる旅—史資料の共有—

司会：塩崎 美穂（東洋英和女学院大学）

報告：畠山 祥正（元茨城キリスト教大学）

テーマ：第20回大会を機に
幼児教育史研究の在り方を考える

提 案 者：

湯川 嘉津美（上智大学）

日本の幼児教育史研究から

畠山 祥正（元茨城キリスト教大学）

フレーベル・幼児教育史研究におけるキリスト教理解から

塩崎 美穂（東洋英和女学院大学）

幼児教育・保育実践を踏まえた幼児教育史研究から

指定討論者：

浅野 俊和（中部大学）：

保育・幼児教育史研究の「これまで」と「これから」—私自身の研究史・問題関心と3報告・フロアーに対する問いかけ—

司 会：

船越 美穂（福岡教育大学）

総会報告

シンポジウム会場において、小玉亮子理事の司会のもと、第20回総会が開催されました。

報告事項

1. 第19回大会年度(2023.10.1~2024.9.30)会務報告

◇浅井事務局長より、会員数ならびに第19回大会の開催について報告された。

- (1) 会員数：2024年11月末現在、165名。
- (2) 第19回大会：2023年12月16日、青山学院大学にて開催された。大会参加者は約60名。

2. 編集委員会報告

◇浅井事務局長より、機関誌第19号の刊行について報告された。

- ・ 『幼児教育史研究』第19号、2024年11月10日付で発行。
- ・ 編集委員長は塩崎理事(投稿論文担当)、編集副委員長は湯川理事(書評担当)。
- ・ 投稿論文は2本で掲載はなかった。その他シンポジウム記録、書評1本、図書紹介1本を掲載。

3. 会報の発行について

◇浅井事務局長より、会報の発行について報告された。

- ・ 会報37号を2024/2/28付けで、会報38号を2024/6/30付けで発行した。その後Web公開版をアップした。

4. その他 特になし

審議事項

1. 第19回大会年度(2023.10.1~2024.9.30)決算
◇松島理事(会計担当)より、資料1「第19回大会年度幼児教育史学会収支報告」(省略)に基づき報告がなされ、承認された。

2. 第20回大会年度(2024.10.1~2025.9.30)事業計画

◇浅井事務局長より、第20回大会年度事業計画について説明され、承認された。

(1) 『幼児教育史研究』第20号の編集

- ・ 機関誌第20号の編集委員長、副編集委員長を選出する。申し合わせでは正副編集委員長は1年交替で、正委員長は翌年副委員長として残り、業務の円滑な引継ぎを図ることになっている。第20号については、正委員長として浅野理事を、副委員長として第19号編集委員長であった塩崎理事を推薦する。

(2) J-STAGE 上での公開について

- ・ 機関誌第19号は3月頃に公開予定。

(3) 会報の発行

- ・ 従来通り2月頃(第39号:第20回大会報告)、

6月頃(第40号:第21回大会案内)を予定している。会員研究情報などの充実に努める。

(4) 第21回大会の予定

- ・ 会場:お茶の水女子大学(東京) 実行委員長:小玉会員。
- ・ 日程:2025年12月上旬の土曜日を予定。

3. 第20回大会年度(2024.10.1~2025.9.30)予算案

◇松島理事より、資料2(省略)に基づき、第20回大会年度予算案が説明され承認された。

4. その他 特になし

第21回大会へのご案内

**第21回大会実行委員長
小玉 亮子(お茶の水女子大学)**

第21回大会は、2025年12月13日(土)に、お茶の水女子大学国際交流留学生プラザで開催します。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

2025年は戦後80年の年です。そして、お茶の水女子大学は創立150周年を迎えます。いろいろな節目に、お茶の水女子大学で大会を開くこととなり、気持ちをひきしめて開催にむけての準備をしています。

お茶大は10数年前からセキュリティが厳しくなっているのですが、お茶の水女子大学国際交流留学生プラザは、守衛さんのチェックをうけなくても入れる建物です。茗荷谷駅からくると正門のすぐ先の建物が会場です。1階にカフェがあり、2階の多目的ホールが会場です。カフェは学外に向けて開かれている一般のお店なので、昼食や休憩でご利用いただけますが、わりと人気のお店です。お昼を食べようと思ったら、お食事ものが売り切れていた、ということも珍しくありませんので、ご注意ください。

シンポジウムのタイトルは現在検討中ですが、オンラインでドイツからSabine LingenauberさんとJanina von Niebelschützさんに参加していただきます。お二人は、戦時下にレジスタントとして活動し、戦後レッジョ・エミリアの幼児学校をつくった女性たちについての動画をつくられているので、それについてお話いただく予定です。

なお、お二人にドイツからオンラインで参加していただく関係で、通常の大会スケジュールを変更させていただき、午前中に個人報告(皆様のエントリーを心よりお待ちしております!)、15:00-17:00にシンポジウムを予定しておりますので、ご協力の程お願いいたします。

詳しいことが決まり次第、学会HPや会報でご連絡差し上げます。どうぞしばらくお待ちください。

大会を終えて

第 20 回大会実行委員長 勝山 吉章 (福岡大学)

この度、第 20 回大会を福岡大学中央図書館「多目的ホール」で開催致しました。12 月 7 日 (土) に日程を決めたのは、福岡国際マラソンが 1 日にあり、ホテル予約困難を避けるためでしたが甘かった。なんと 8 日 (日) に、福岡ドーム (ペイペイドーム) で旧ジャニーズ系のコンサートがあり、どこもホテルの予約が困難となっていました。福岡は、東京、大阪なみにコンサートや国際学会などが開催されることが多い場所柄です。そのようななか、全国からたくさんの会員の方がお集まりいただき感謝致します。

大会には 39 名の会員が参加。午前中に個人研究発表された会員は以下の通りです。

- 菅原陽子会員 (聖学院大学大学院生)
『子供の教養』誌における G.E. キュックリヒの家庭教育—ドイツの家庭生活とフレーベル思想に関する論考を中心に—
- 中村美和子会員 (お茶の水女子大学)
細川武子の児童文化活動と教育活動のかかわり—昭和前期を中心に—
- 柴田賢一会員 (常葉大学)
近代初期イングランドにおける幼児の「教育」をめぐる考察—家政論史料を中心に—

いずれの発表も質の高い発表で、榊瑞希子会員 (聖徳大学 (名)) 草野舞会員 (尚絅大学短期大学部) による司会の下、積極的な質問や意見の交流が行われました。

午後のシンポジウムでは、「第 20 回大会を機に幼児教育史研究の在り方を考える」をテーマに、以下の通り 3 名のシンポジストおよび 1 名の指定討論者による報告がありました。

シンポジスト:

湯川嘉津美会員 (上智大学): 日本の幼児教育史研究から

畠山祥正会員 (元茨城キリスト教大学): フレーベル・幼児教育史研究におけるキリスト教理解から

塩崎美穂会員 (東洋英和女学院大学): 幼児教育・保育実践を踏まえた幼児教育史研究から

指定討論者:

浅野俊和会員 (中部大学): 保育・幼児教育史研究の「これまで」と「これから」—私自身の研究史・問題関心と 3 報告・フロアーに対する問いかけ—
それぞれに自分の研究史を語っていただきながら、これからの幼児教育史研究の在り方を提言していただきました。船越美穂会員 (福岡教育大学) の司会のもと、積極的な意見交流がなされました。

総会の後、懇親会を開催。最初に私が部長をしている和太鼓部の演奏をしてもらい、福岡大学の役職者から歓迎の挨拶、別府愛会員による発声の下、穏やかな懇談が繰り広げられました。懇親会には 26 名が参加。

福岡大学で本学会を開催するのはこれで 2 回目、前回は 2012 年の第 8 回大会でした。第 8 回大会では、勅使千鶴先生や穴戸健夫先生など、本学会を草創期から支えてくださった先生たちがシンポジウムで登壇され、以降の学会発展の礎となって下さいました。あ

れから干支で言うなら一回りが過ぎました。これから 12 年後の第 32 回大会がどうなっているか楽しみです。

研究発表・参加記

幼児教育史学会第 20 回大会に参加して

小玉 重夫 (白梅学園大学)

幼児教育史学会は、私自身は非会員ですが、これまでも学会誌等でそこでの議論から学ぶ機会があり、また、今年度の 4 月から勤務している大学が幼児教育や保育を中心領域の 1 つとしており、研究所で出している雑誌『子ども学』でもポストヒューマニズムや歴史の再考などにフォーカスした企画を検討していることもあり、今回はじめて、大会に参加させていただきました。参加した午前中の個人研究発表は、扱っている時代がそれぞれ 20 世紀前半のドイツ、20 世紀前半の日本、近代初期のイングランドと三者三様で、一見関連しないように見えていても、大人と子どもの関係の中でそれぞれの時代の子どもの像や家族像がいかに立ち現れていくのかをめぐる貴重な題材が扱われていて、3 つの報告が深いところでつながっていることがわかり、とても興味深かったです。

いま世界は深い混迷と危機の中にありますが、それは新しい世界をつくる転換期ということでもあり、そうした転換期にあって子どもや大人のあり方も大きく問い直されようとしています。「子ども」や「大人」を自明の存在として扱うのではなく、それが関係のなかでどのように立ち現れてくるのか (カレン・バラッド) を、今こそ問い直していく必要があると考えています。その際に歴史的な方法は不可欠であり、今後も、幼児教育史学会での研究からいろいろ学んでいきたいという思いを新たに、福岡の地を後にしました。

第 20 回大会参加記

聶 晶晶 (早稲田大学 (非))

福岡大学で開催された第 20 回幼児教育史学会大会に参加させていただきました。幼児教育史研究の多様な視点に触れることができ、大変充実した 2 日間を過ごさせていただきました。

午前中の研究発表の中では、菅原陽子先生が発表された「『子供の教養』誌における G.E. キュックリヒの家庭教育」が印象深かったです。特に、「キュックリヒとフレーベルの思想に共通するキリスト教的思想背景」について、非常に興味深く拝聴しました。また、中村美和子先生と柴田賢一先生のご発表も、新たな知識や視点を提供していただき、大いに学びを深めることができました。

午後のシンポジウムでは、「第 20 回大会を機に幼児教育史研究の在り方を考える」というテーマで、湯川嘉津美先生、畠山祥正先生、塩崎美穂先生がそれぞれ提案を行って下さいました。私は中国の幼稚園の成立史について研究しているため、湯川先生の『日本幼稚園成立史の研究』を常に参考にさせていただいて

おり、実証的な研究手法を学んでいます。今回の湯川先生のご講演では、実証的な幼児教育史研究に取り組む際には、現代の幼児教育の課題にもつながる視点を持つことが重要であるという点について、改めて学ばせていただきました。

畠山祥正先生のご講演を通じて、フレーベルのキリスト教理解や宣教師によるフレーベル理解について、深く考えさせられました。宣教師たちは唯一神であるイエスを信仰していると同時に、どのようにフレーベルの「キリスト教的万有在神」を理解し、受容したのかという点については、以前から疑問を抱いておりました。畠山先生のご講演の中でも、「救いの教えを伝える宣教師たちは、フレーベルの子ども観をどう理解していたのか」という問いかけがあり、非常に共感させていただきました。

さらに、塩崎美穂先生は、歴史研究と幼児教育・保育実践との関係についてお話くださり、実践を歴史的にアプローチするための貴重なヒントをいただきました。今後、私も一層この問題意識を深めていきたいと考えております。

今回の大会を通じて、歴史研究がいかに関現代の教育課題や実践に繋がるかについて、学ばせていただきました。大変貴重な経験となり、さらに良い刺激を受け、今後の研究の方向性も明確になったと感じております。本当にありがとうございました。今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

学会大会に参加して

菅原 陽子（聖学院大学大学院）

昨年9月に本学会に入会し、この度の学会大会において発表させていただきました菅原と申します。

これまで、兵庫、石川、東京のキリスト教系幼稚園で勤めてきました。各園の歴史や保育方法の特色に触れる中で、その保育経験を通じて、女性宣教師がもたらした幼児教育の思想や文化に強い関心を抱くようになりました。特にキリスト教とフレーベルの教育思想が結びついたキリスト教保育の思想について深く掘り下げていきたいと考えるようになり、修士課程ではアメリカの神学者・牧師である H.ブッシュネル（1802-1876）の著書『キリスト教養育』における家庭の有機的関係性に関する研究を行いました。ブッシュネルはヨーロッパのロマン主義思想やドイツの習慣化された宗教から影響を受け、アメリカの個人の回心や主知的理解を求める宗教教育に対峙し、養育の重要性を提唱した人物です。修士課程修了後も、幼児期の宗教教育や養育に関する研究には、ドイツの宗教思想や、教育思想の考察が重要であると考え、現在は博士後期課程において、1922年に来日したドイツ人女性宣教師 G.E.キュックリヒ（1897-1976）の教育に関する研究を進めています。

今回の発表では、キュックリヒが1933年から1946年にかけて寄稿した『子供の教養』誌における家庭教育に関する論考を取り上げました。会場にいらしゃった6名の先生方からは貴重な質問やご指摘、ご助言をいただき、ドイツを含む幼児教育史全体の中でのキュックリヒの教育に対する新たな視点を獲得することが

できました。

午後のシンポジウムでは、先生方の優れたご研究の歴史を伺うことができ、大変有意義な時間を過ごしました。入会したばかりではありますが、この学会のこれまでの歩みと今後のビジョンを知ることができました。これまでキリスト教系の学会や研究会ばかりで活動してきた私にとって、幼児教育の歴史に対して深いリスパクトの心を持つこの学会に出会えたことは大きな喜びであり、感激の2日間でした。今後ともよろしくお申し上げます。

大会に参加させていただいて

村上 雄治（不二出版）

「おいでになるのなら、早めにホテルを予約しないと」。湯川嘉津美先生に教えられたのは9月末。「まさか」とあわててネットを調べると福岡市内のビジネスホテルはほぼ満室でした。当日は、なんとか予約できた「全室個室のカプセル」で（意外と？）熟睡、寒さのもどった朝の福大前駅を大学病院の職員さんの流れにのって会場に向かいました。「ゆず」のツアーと重なった幼児教育史学会第20回大会は、余儀なく日帰りとなった先生方がそれでも続々と集まり、勝山吉章先生の行き届いたお心づかいのもと、熱気と温かみにあふれたものとなりました。

シンポジウムのテーマは、単刀直入に「幼児教育史研究の在り方を考える」でした。湯川嘉津美先生、畠山祥正先生、塩崎美穂先生、そして指定討論者の浅野俊和先生までもが、ご自身の研究生活をふりかえり、それを土台として「幼児教育史研究とは何か」に迫りました。

20世紀初頭の幼児教育改革の欧米との比較、戦後幼児教育史の深化、通史編纂の必要を訴える湯川先生。フレーベルという「窓」から欧米のキリスト教理解をご紹介された畠山先生。理論や思想こそが実践の可能性を開くという塩崎先生。「おきまりのラベリング」を脱して研究せよと説く浅野先生。仏教と保育、社会事業における保育といった、幼児教育史研究における未着手のテーマが、惜しげもなく先生方から飛び出しました。復刻出版をする私にとっては、まさに「宝の山」ともいえる濃密な議論、たいへん勉強になりました。懇親会での福大の学生さんたちの和太鼓の気迫に、「ぼんやりするな」と励ましてもらったすばらしい大会でした。また福元真由美先生と復刻させていただいた『子供の教養』も、菅原陽子さんが活用して下さり、ありがたかったです。

今後ともみなさまにご指導いただき、意義ある刊行物を出版したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

愉フォロ会報告（2024年12月8日）

フレーベルの足跡をたどる旅 報告とご案内

畠山 祥正（元茨城キリスト教大学）

2024年3年、関東学院大学キリスト教と文化研究

所「キリスト教と保育を哲学する研究グループ」(所員 熊田 凡子)に Zoom 参加したことをきっかけに、グループでフレーベルの故郷を旅することになりました。私は 30 年前、1994 年度一年間のベルリン滞在時と 1996 年 5 月第 1 回フレーベル会議以来です。

旅慣れた二人とは現地で会うことになり、昨今の旅事情に疎い私が奮闘することになりました。計画途中、バート・ブランケンブルクのフレーベル博物館が木～日曜の午後開館と気づき、日程を前倒ししました。6 月初め同行 4 人分の航空券を旅行社に依頼。座席指定は有料でサイトから。

この間、不安だらけの私に救いのメールが届きました。私に必要な点を理解しての助言です。重要なのは、①ドイツ鉄道 DB の利用のために DB アプリをリアルタイムで使う必要、②そのためにネット常時接続が必須です。DB の遅延は常態化し、ベルリン中心部が S バーン工事で不通も不安でした。②はすでに当たり前のことかもしれません。

8 月 15 日 (木) 夜出国、ヘルシンキ乗換翌朝ベルリン着、鉄道でエアフルト経由バート・ブランケンブルク着＝全員集合。ホテルは駅からすぐの Zum Steinhof に 4 泊。風呂はシャワーのみ、タオル交換なし、空調・冷蔵庫・湯沸器なしです。朝食付が標準。食事は満足でした。隣に大きなスーパーマーケット REWE があり、日曜以外遅くまでやっていて驚きました。

17 日 (土)、ウィルヘルミーネの記念碑に寄り、博物館裏から街を見下ろす古城へ登りました。運動不足の私には苦行でしたが、皆さん元気。午後は博物館へ。館長さんが一人で受付をされていました。

18 日 (日)、朝 8 時半のバスに乗り、フレーベル生誕のオーバーヴァイスバッハへ。所要 50 分。父の教会の礼拝に出るつもりでしたが、この日は他所で実施とのことで残念でした。フレーベルの生家 (博物館) でゆっくりし、帰りはケーブルカーで展望を楽しみ、鉄道経由で戻りました。

19 日 (月)、フレーベルの路を辿るのはカイルハウからの片道とすべく、バスでレードルシュタットに出て宮殿へ (月曜休)、お城気分を楽しんでからカイルハウ行バス停へ移動、カイルハウへ。学園は現在リースクールになっています。HP から早めに連絡を取ったのですが反応なく、友人に電話を頼み、出国前日、お構いできないが外から見るのは可能という返事を受け取り、釈然としませんでした。生徒たちは私たちに元気に話しかけてきました。フレーベル時代の、食堂だった建物でトイレを借りたメンバーからは、恩物のシルエットが確認できる部屋があったと聞きました。敷地内の記念碑や墓に寄りないうまま、フレーベルブリックへ上りました。結構距離があり、私には再び苦行。記念碑を見たときは感激でした。

休息中、私よりも高齢な男女の集団が下から上がってきました。バート・ブランケンブルクからのハイキングで、少し休んでからバーロップ塔へ進んで行きました。山歩きが生活に溶け込んでいる伝統は健在です。フレーベルブリックからの下りは緑が美しく楽しい時間でした。

20 日 (月)、朝 7 時 19 分発でアイゼナッハに向かいました。ノイディーテンドルフでの乗り換えでは、アプリが有効でした。アイゼナハからバスに乗り、豊かな自然の中を進み、フレーベル終焉の地マリーエンターールで下車、徒歩でシュヴァイナ

の墓地へ。アイゼナッハからベルリン行特急は遅れに遅れました。

ベルリンでは、フリードリヒ通駅近くのホテルを利用、4 泊。駅にスーパーがあって便利。観光拠点にも歩いて行けます。翌日午後はメンバーの知人が勤務する保育園を見学させていただく。それ以降、各自自由に行動。途中帰国も有。私は現代史の跡を辿り、ボンヘッファーハウスを訪問、1994 年当時住んだ地域をお世話になった知人と妻の 3 人で歩きました。知人にベルリン着時手渡され、満員の車内で分け合ったおにぎりとお茶はありがたかった。25 日 (日) 午後、無事羽田着。感謝。



旅のノウハウ

- ① ネット常時接続。eSIM は格安だが現地到着後の使用になる。私の場合 SIM 交換 (15 日 7700 円) して日本から使用可。各電話会社でも対応有。
- ② DB アプリの利用。バスの時刻や停留所もわかる。時刻表は反対方向も共に記載されているので注意。季節変更表示は変更点のみなので、よく確認を。鉄道の乗車券と指定席購入は、支払のカードが使用可能か確認のためにも事前にしておいた方がよい。エアフルト往復事前購入だと断然安い。エアフルトからの地方線は車内の券売機で購入可。日本語で購入は OMIO で。行きの車内で検札に 2 回遭遇。
- ③ 現地は、猛暑の日本とは別世界、日差しが強くても低湿度ゆえ快適で、夕方暑さが残っても夜には気温が下がりました。
- ④ 車が右側通行であるので事故に注意。反対側のバス停で待ったこともあった・・・。
- ⑤ 特定者にスケジュールを任せることなく、一緒に考え、確認することが大切。
- ⑥ ホテルは、サイトで条件に違いが生じるので、各自申し込み。
- ⑦ アイゼナッハに 2 泊追加すれば、リーベンシュタインの別所やシュタットイルムにも寄れる。

会員研究情報

フランスの「幼稚園」

藤井 穂高 (筑波大学)

フランスの幼児教育機関は保育学校 (école maternelle) である。その名称 (保育「学校」) から明

らかなように、また、就学率が3歳から5歳までほぼ100%であることに示されるように、学校体系の中にしっかりと根付いている。

一方、フランスにも「幼稚園」がある。jardin d'enfantsと呼ばれる機関であり、jardin=Garten、enfant=Kinderであるから、日本語にするならば「幼稚園」となる。根拠法は公衆衛生法の第R.2324-17条であり、「幼稚園は、18ヶ月以上の子どもを受け入れ、その社会性と開花を促し、初等教育における統合に向けた移行を容易にすることを目的とする。」と定められている。その由来はプレーベルの幼稚園にあり、100年以上の歴史を有している。

わが国ではフランスに「幼稚園」があること自体、あまり知られていないように思われる。たとえば、泉千勢編著(2017)『なぜ世界の幼児教育・保育を学ぶのか』では1章が「フランス」に充てられているが、幼稚園が登場するのは「フランスの幼児期教育機関及び受け入れ施設・サービス(6歳以下)の一覧」に「幼児園」という名で挙げられるのみでその紹介もなく(161頁)、ガンバロ他編著(2018)『保育政策の国際比較』でも1章が「フランス」に割かれているが、幼稚園に関する言及はない。(かくいう筆者も下記の政策動向を調べていて初めて幼稚園の意義に気づかされたものであるが。)

この幼稚園が、近年の教育政策でにわかに着目されることになった。フランスでは2019年の「信頼の学校のための法律」により、義務教育の開始年齢が3歳にまで引き下げられた。同法が、3歳以上の幼児を受け入れてきた幼稚園の改廃を求めたのに対し、昨年(2024年)成立した「公共団体が管理する又は公的資金を受ける幼稚園の存続を目的とする法律」がその存続を認めるなど、政策課題として大いに論議されたからである。

この間の政策論議の中で初めて幼稚園に関する全国調査も行われている(Puydebois, C. et al.(2020), *Mission d'expertise sur l'avenir des jardins d'enfants.*)。それによると、幼稚園の数は、2000年から2019年の平均では286園、定員の合計は10300人である。保育施設定員の合計は40万5000人であるから、幼稚園は保育施設の中でも「周辺的」であることがわかる。また、県別の園数を見ると、全国で53の県に幼稚園があるものの、一方で、パリ、バ＝ラン、ブーシュ＝デュ＝ノール、オ＝ラン、ロ＝ス、ロワール、アルプ＝マリティーム、レユニオンの8県で全体の半数を占めるなど、県や地方による偏りも大きい(Puydebois et al. 2020: 9-12)。このことは各地域で幼稚園が独自の発展を遂げてきたことを表している。

この泡沫(?)とも見える幼稚園は、しかしながら、フランスの幼児教育とその制度のあり方を考えるうえで重要である。というのも、フランスの幼児教育＝保育学校は、「幼児期には不適切な小学校の方法と目的の下向きの圧力から保育学校を保護する努力が求められる」と評価されているように(OECD(2004), *Early Childhood Education and Care policy in France*, OECD Country Note, 46)、準備教育的性格が強く、しかも保育学校の特徴はその「普遍性」にあり、小学校の確固たる役割の下に一元的な幼児教育が築かれている(Brougère(2002), *L'exception française: L'école*

maternelle face à la diversité des formes préscolaires, *Les dossiers des sciences de l'éducation*, p.7.)。こうした制度の中で唯一のオルタナティブが幼稚園であるからである。

幼稚園の保育内容は、全国的な方針や指針がないため非常に多様である。しかし、先の全国調査の報告では、教育計画における親の役割及び位置づけの強調、「活動的教育方法」による子どもが自ら学ぶ能力の育成、基本としての遊びの役割や「自由遊び」の尊重、子どもの年齢に応じた教育的遊びの4点が共通点として挙げられている(Puydebois et al.2020: 12-15)。

同報告書は、現行法制である先の公衆衛生法の規定は、現在の幼稚園の不安定な位置づけを部分的に説明する「教育と社会福祉の制度の合流点としての不定形の歴史」を見えなくするものであるとも指摘している(Puydebois et al.2020: 7)。ここが非常に興味深いところであるが、その歴史がわからない。

先に日本では幼稚園はあまり知られていないのではないかと述べたが、実はフランスにおいても事情はあまり変わらない。パリ政治学院がパリの幼稚園について調査研究を発表しているが、そこに掲載されている6頁にわたる参考文献の中で「幼稚園」がタイトルにある文献は1つもない(Oberti et Barone(2019), *Les Jardins d'enfants de la Ville de Paris*, pp.92-97.)。歴史研究が求められる所以である。

イギリス児童法(1908)制定過程にみる子ども観・家族観

草野 舞(尚絅大学短期大学部)

尚絅大学短期大学部の草野舞と申します。会報にてご挨拶の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

私は19世紀末から20世紀初頭にかけてのイギリスでの児童保護の展開に焦点をあて、分析を進めています。具体的な研究対象としましては、児童虐待防止法(1889)を中心とする児童虐待防止活動の展開・児童法(1908)制定過程にみる当時の子ども観や家族観・20世紀初頭の学校給食実施の内実と、恥ずかしながらあちこちに散らばっている状況です。今回は、イギリス児童法(1908)制定過程にみる当時の子ども観や家族観、親役割などについて、これまでの研究や史料をもとにした紹介、そしてそれに対する考察のようなものをお届けしたいと思います。

19世紀末から20世紀初頭のイギリスでは多くの児童保護策が採られたとされています。乳幼児生命保護法(1872)、児童虐待防止法(1889)、児童法(1908)など、のちの児童福祉の端緒とされる様々な法律が制定されたのもこの時期です。また、こうした展開については、国家退潮を危惧する当時のイギリスの状況に一致するものであり、国家の未来を担う子どもを育てるうえで不可欠なものであったことも指摘されています。この時期のイギリスの児童保護策には多くの関心が寄せられ、従来の研究では、政府やあらゆる団体によって子どもの保護がなされていく過程が分析されてきています。

なかでも1908年に成立した児童法では、「すべて

の子ども」が対象とされ、児童虐待防止法や矯正学校法といったそれまでの児童保護法が統合されることとなりました。そこでは、子どもの「保護」のあり方に焦点が当てられ、規定されていくこととなります。以下では、拙稿をもとに児童法（1908）の概要と制定過程の一部をとりあげ、当時の子ども観や家族観、親役割を少し探ってみたいと思います。

◆児童法（1908）概要

1908年2月、当時の内務政務次官 H.サミュエルは、子どもの問題をひとまとめにするという目的のもと児童法を提案しました。同法は、第1部「乳幼児保護」、第2部「児童虐待の防止」、第3部「少年の喫煙」、第4部「矯正学校・授産学校」、第5部「少年犯罪者」、第6部「総則」からなるものです。第1部は、それまでの乳幼児生命保護法を撤回し内容を具体化したものでした。第2部は、暴行やネグレクト、遺棄、乳幼児の窒息死、子どもを火傷の危険にさらすことなどの状況に適用されるものです。第3部は少年の喫煙の禁止について言及がなされています。第4部では矯正学校や授産学校に関する19の現行法が統合され、第5部では少年犯罪者と成年の犯罪者の分離・少年犯罪者に対する親の責任などについて規定がなされています。これにより、別個の法律で扱われていた子どもたちが「すべての子ども」のための児童法の下で扱われることが目指されました。この時期、「すべての子ども」が「国家の子ども」として、将来の社会の担い手として考えられるようになったのです。

今回は、第2部「児童虐待の防止」の規定をめぐる議論をとりあげ、当時の子ども観や家族観、親役割について若干の考察を加えていきたいと思います。

◆児童法（1908）第2部「児童虐待の防止」規定にみる子ども観、家族観、親役割

「すべての子ども」の保護に国家が取り組むという児童法の性格は、制定過程の以下のような発言から読み取ることができます。

私（サミュエル）が理解するところによれば、年に1200、または1700の子どもに折り重なる事例（＝添い寝の際に子どもに覆いかぶさり、子どもが窒息してしまう事例：筆者注）があるという証拠が示されている。…もし何らかの方法でその事例と同じくらいの数の子どもの生命を守ることができるのであれば、小さな軍隊や有益な市民となる人々を市民の権利と機会のために守っていることになる。

子どもの保護を考える際、その子どもは将来「小さな軍隊」や「有益な市民」となることが想定されていました。

児童虐待に関する規定についてサミュエルは以下のように述べています。

添い寝が原因で毎年1600人もの乳児が命を落としているが、これは生命の無駄遣いであり簡単に防ぐことのできる行為である。この場合は、悪

意のある虐待でもネグレクトでもないが、軽い罰を与えることを提案する。また、同じくらいの数の子どもたちが毎年やけどで傷ついているが、その原因は部屋にある囲いの無い暖炉である。その場合も似たような罰を課す。

第2部では添い寝や暖炉による子どもの負傷に関しても虐待罪であるという規定がなされており、これらは児童虐待防止法では犯罪とされていなかった行為でした。ここでの議論を通して、添い寝をし暖炉のある部屋で子どもを「育てて」いたとしても、子どもの成長を妨げるような行為は処罰の対象となり、不慮の事故による死亡は、生命の「無駄遣い」とされています。

なお、こうした規定の効果については、以下のような意見が寄せられています。

もし法案が施行されれば、やけどや添い寝による子どもの大きな損失が半分に縮小されるだろう。やけどという子どもへの恐ろしい罰を考えると不愉快である。また、添い寝によって窒息した子どもを弱かったと仮定することは誤りである。彼らは、しばしば酔っている母親によってベッドへ連れて行かれる、一般に健康な子どもだった。

(*Hansard's Parliamentary Debates, Ser.4, vol.187, col.582*)

添い寝によって命を落とす子どもは決して体が弱かったわけではなく「一般に健康な子ども」であると考えられていたようです。酔った母親と寝ることでこの「大きな損失」は生まれていたものであり、児童法によってこの損失を防ぐことができるとされました。

児童法第2部をめぐる議論によって、子どもの死は予防可能な「不慮の」事故であるとされるようになります。そしてこのような事故で命を落とす子どもは、本来「一般に健康な子ども」であるはずだということが語られました。このことはつまり、児童法の規定を守ることができれば、子どもは「一般に健康」であるため命を落とすことがないと考えられたことを示しているといえます。添い寝や暖炉を例として、周囲の環境によって子どもの健康状態が左右されることが指摘されました。

児童法の歴史的意義は、「すべての子ども」を対象としたことや、子どもの問題をひとまとめにしたということのみではありません。換言すれば、それは「すべての子ども」がよりよく育つための規範や基準が議会で確定され始めていくプロセスであったといえます。児童法の制定過程をみることで、「すべての子ども」は本来「一般に健康」であるはずで保護されるべきだという子ども観、そしてそのような子どもが育てられるのは家庭のなかであり、家族とくに親がその役割を担うべきという考え方がより強固になっていくプロセスが明らかになると考えています。

まだまだ分析は不十分ですが、日々精進してまいりたいと思っております。今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

参考文献

- ・ 土屋敦・野々村淑子編著『孤児と救済のエポック』第3章「子どもを育てる親」像の規範化と「子ども期の科学化」の内実」、勁草書房、2019年
- ・ George K. Behlmer (1982) *Child Abuse and Moral Reform in England, 1870-1908*, London : Stanford University Press.

チャイルドマインダーはどこに向かうのか 梶 瑞希子（聖徳大学（名））

今、イギリス（England）では、2024年7月の総選挙で14年ぶりに政権の座に返り咲いた労働党が、前政権（保守党）が着手した3歳未満児対象の保育無償化政策を粛々と進めている。その中で、チャイルドマインダー（Childminder : CM）が変貌を遂げようとしている。

CMというのは、対価を得て自宅で子どもを預かる者のことで、古くから庶民の間で広く利用されてきた。今日では、政府の監査機関（Ofsted）または公認CMエイジェンシーに登録した保育事業者として、通常は、自宅で少人数の保育を行う。日本の家庭的保育事業者にはほぼ相当するが、以下の点で大きく異なる。

- ・登録審査に Disclosure and Barring Service（前歴開示・前歴者就業制限機構）の証明提出を含む
- ・保育に係る職業資格を要件としない
- ・受託できる人数は8歳未満児6人まで（原則5歳未満児3人、うち0歳児は1人のみ、5歳以上児3人）
- ・CMの監督下で働く助手や見習いも、それぞれにCMと同じ条件で6人まで受託可
- ・柔軟な働き方が可能（「毎日2時間」「火・水のみ」のような時間設定や「学校や習い事への送迎」等）
- ・行政は受託契約に関与しない

イギリスの保育無償化は、政府が「無償保育受給資格」（free childcare entitlements）を定め、該当児の保護者が利用した事業者に対価（公定単価×規定時数分）を支払う形で進められてきた。受給資格のない子どもや支給範囲外の保育料は、全額保護者負担である。

3歳未満児の保育無償化については、すでに2013年より低所得世帯の2歳児に限って、すべての3-4歳児と同じく1週15時間、年間38週、計570時間の保育利用が無料になっていた。2024年4月からは、すべての「働く親」の2歳児もその恩恵にあずかれるようになった。政権交代直後の9月には、保守党が立てたスケジュール通り、対象年齢が9か月以上児にまで一気に引き下げられ、2025年9月からは無償保育時間が現在の倍の週30時間、年間38週、計1,140時間になる（3-4歳児については2017年に施行）。

保守党がこのような無償枠の拡大に踏み切った背景には、年々高騰する保育料を負担しきれずに多くの親が離職する、産休後の復職を諦めるといった状況があった。労働参加率は、史上最低水準に落ちていた。

ところで、ここでいう「働く親」とは、在職中の親すべてを含むわけではなく、年収でおよそ9,500ポンド以上、100,000ポンド未満の者を指す。カップルの場合は、2人ともこれに該当しなければならない。1ポンド195円で計算すると、年収3900万円弱という超

高所得世帯までもが対象となる。その一方で、要件を満たさない家庭の3歳未満児には、拡大策の恩恵は届かない。親の就労状況に関わりなく、すべての3歳未満児に保育を受ける権利が保障されるまでの道のりは、いまだ遠い。とはいえ、多くの子育て家庭が待ち望んだ政策である。どのようにして実現するのか。

2024年5月、会計検査院（The Public Accounts Committee）は2025年までに4万人の従事者と8万4500人分の受け入れ枠が新たに必要だと警告した。現労働党政府はこの問題状況に対して、大きくは以下の3つの方策を示している。

- ・ 学校内保育施設（school nursery）3,000か所の設置：2024年秋に第一弾として300校を選定、補助金を支給（施設設備・担当者の確保）
- ・ 私営保育施設の参入促進：9-24か月、24-36か月の公定単価を市場の相場より手厚く設定
- ・ CMの規制緩和と新形態の導入
従事者の確保については、教育省が2024年2月にキャンペーン（Do something big）を開始し、インターネット上にサイトを開設して、保育職の魅力と可能性、事例紹介を行い、職業資格の取得と就業支援にも力を入れている。これは政権交代後も継続中である。しかしながら、保育は社会的評価や待遇の低さから、従事者の離職率が高い業種である。新規参入を促す広報よりも、既存の保育事業者に対する規制緩和をしたほうが、迅速かつ確実に受け入れ枠が拡大できそうである。現段階のCM政策には、そのような方向性が表れている

CM関連の規定の変更を拾ってみると、保守党政権時代に、国基準を示す法定枠組み「乳幼児基礎段階」（Early Years Foundation Stage : EYFS）が「CM用」と「保育所等の施設用」の2本立てとなり、2024年1月に施行された。CMについては、申請時にEYFS研修を修了済みという要件が撤廃され、EYFSに関する知識と理解を示せばよくなった。

政権交代後の11月には、CMと一緒に働くことのできる人数が、それまでの2人から3人へと引き上げられた。本人を入れて4人である。受託可能な人数については以前より特例があり、5歳未満の従事者の子どもや受託児の兄弟姉妹は、3人までという制限を超えて預かることが認められている。1人のCMが助手等と働く場合、5歳未満児の定員は12人だが、特例を最大限適用できれば24人になりうるのである。

働く場所についても、就業時間の50%を超えなければ自宅外で就業可能とされていたのが、今回の規制緩和で上限が撤廃された（但し、0%にはできない）。

加えて行われたのが、「自宅を職場としない働き方専門」という新CM区分の導入である。これは、教会ホール、学校、オフィスビル、屋外エリアなどを賃借して保育を行う登録で、自宅で保育を行うことは許されない。こうなると小規模保育所である。それも既存の保育施設（従事者の保育職資格規定あり）に比べ、従事者の職業訓練や開設場所の保育環境等の点で、ひどく貧しい保育の場である。

顧みれば、CMは、1997年に始まるブレア労働党政権の下で、学校や保育所等の施設型事業と同等の位置づけを得た。Ofstedによる保育監査制度のもとに置かれたCMは、全国組織を活性化させて専門性と社会的

地位を高めていった。しかし、1990年代終わりに10万に近い登録数を誇ったCMは、保育施設の急拡大と労働市場の変化に伴い減少の一途をたどり、2024年12月現在、その数は2万4千人弱である。助手を雇っているCMは20%、5歳未満児の受託数の中央値は7人と、統計上の数値は増加傾向を示しているものの、規模の拡大を目指す動きは目立たない。家庭的環境を大切にしながら行う少人数の保育という在り方が続いている。昨年秋の規制緩和と小規模保育所化への強

いインセンティブを受けて、CMはこれからどこに向かうのだろうか。注視していきたい。

参考文献

- ・ House of Commons Library, 2024, Early years funding in England.
- ・ IPPR, 2024, THE CHILDCARE CHALLENGE.
- ・ Gov.UK. Reporting year 2024 Childcare and early years provider survey.

新入会員・会員異動 (2024.2.24~2025.2.23) (省略)

寄贈図書 (2024.7~2025.2)

- ・ 高橋靖幸『児童虐待の歴史社会学』勁草書房、2024年2月。
- ・ 中村美和子『昭和前期における口演童話の変遷:教育、ラジオへの展開と戦争協力』ひつじ書房、2024年4月。
- ・ 富田晃『ルソーと人食い:近代の「虚構」を考える』共和国、2024年9月。



機関誌編集委員会からのお知らせ

『幼児教育史研究』第20号への投稿論文(研究論文・研究ノート)を募集いたします。論文は、2025年5月1日から5月31日までに事務局宛にメールでお送りください。詳細については、学会ホームページ掲載の投稿要領(チェックリストが新しくなっています)をご確認ください。多くの皆さまからのご投稿をお待ちしております。

事務局からのお知らせ

1) 会費納入のお願い

本学会の会計年度は、10月1日から翌年の9月30日までです。振込用紙は、第20回大会年度(2024年10月1日~2025年9月30日)とそれ以前の年度の会費が未納の方にお送りしております(2025年2月20日確認)。

宛名シール上に記載された未納分年度をご確認のうえご納入ください。シールの記載と振り込み用紙がない会員は完納状態にあります。本状と行き違いでご納入の場合には、何卒ご容赦ください。

年会費: 一般会員 7,000円 特例会員(学生・退職者等) 4,000円

送金先: 郵便振替 00190-9-73668 加入者名: 幼児教育史学会

2) 所属・住所などの変更届けに関するお願い

変更が生じた場合は、どうぞもれなくメールにて下記の学会事務局までお知らせください。

3) メールアドレス登録のお願い

イベントのお知らせなど、学会事務局からの連絡のために、送信専用のメールリストを作成する予定です。メールアドレスをご登録頂いていない方は、事務局までメールでアドレスをお知らせください。

幼児教育史学会会報 第39号 2025年2月23日 発行者 幼児教育史学会

113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院教育学研究科 浅井幸子研究室気付
幼児教育史学会事務局 E-mail: admin@youjikyokushi.org 郵便振替 00190-9-73668

編集 梶 瑞希子 印刷 (株)木元省美堂